

※※※※※※※※※※※
※ 定 款 ※
※※※※※※※※※※

フリー ビット 株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、フリービット株式会社と称し、英文では FreeBit Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 下記2号ないし36号に関する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 2. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
 3. 電気通信工事業
 4. インターネットにおけるサーバー提供業務
 5. インターネットを利用した通信販売業務
 6. インターネットを利用した情報提供及び情報処理サービス業
 7. 情報処理並びに情報通信ネットワークに関するシステムの設計及びソフトウェアの開発
 8. 情報処理に関するソフトウェア及びハードウェアの研究・開発並びに販売
 9. インターネット上でハードウェア及びセンサーによる相互通信を可能にし、自動制御、遠隔通信、自動認識を可能とするネットワークの構築
 10. インターネットを活用したマーケティングリサーチの請負、市場調査情報の処理、管理及び販売に関する業務
 11. 労働者派遣事業
 12. 有料職業紹介事業
 13. 特定顧客の委託を受けて、その特定顧客の情報通信提供サービスに係る料金の収納代行・問い合わせ及び電話、情報通信ネットワークの新設・移転の申し込みについての受付受託業務
 14. 特定顧客の委託を受けて、その特定顧客の情報通信提供サービスの利用に係る料金の通知受託業務
 15. インターネットの使用、パーソナルコンピューター用ソフトウェアの使用方法についての人材の教育訓練、指導並びに育成事業
 16. コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行
 17. 講演会、研修会並びにセミナーの開催

18. インターネット広告業及び広告代理業
19. 出版業
20. インターネット上でのコンテンツ企画・編集デザイン及び販売
21. 電気通信機器、映像機器、音響機器、コンピューター機器、サーバー機器及び端末装置の販売、レンタル、設置工事、保守管理、在庫・出荷管理並びに配送管理及びこれらの販売代理・取次業務
22. フランチャイズチェーンシステムによる電気通信機器及び電気通信サービス販売店の経営
23. 放送事業及びテレビ、ラジオ番組の企画、制作
24. 経営に関するコンサルティング業務
25. 金銭の貸付、債務の保証及び引き受け、各種債権の売買並びにその他の金融業
26. 財務処理業務及び各種計算事務の代行
27. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
28. 不動産の売買、譲渡、斡旋、賃貸、仲介及び管理
29. 電力小売事業及びその代行
30. インターネットを活用した旅行業法に基づく旅行業
31. インターネットを活用した医療情報の収集・分析・提供
32. 医薬部外品、健康食品、衛生用品及び化粧品の販売及び輸出入
33. 医療機器、介護用品のレンタル、リース及び販売
34. 医療機関・薬局・介護施設に対するコンサルティング業務、市場調査、情報提供サービス
35. 企業の有価証券の取得、投資、保有及び運用
36. 古物営業法に基づく古物の売買
37. 電子マネー・暗号資産その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、収納・支払等の代行、資金移動業並びに暗号資産交換業
38. ブロックチェーン技術を利用したサービスの企画、開発、運営、販売
39. 上記2号ないし10号及び18号ないし22号及び37号並びに38号のコンサルティング事業
40. 前各号に関する顧客の仲介、斡旋業務
41. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、52,473,600 株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元株未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等並

びにそれらに関する手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

- 第11条 当会社は、毎年4月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、社長が招集し、議長となる。社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがる場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定められた事項を、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 4 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、社長 1 名を選定し、会長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、その議長となる。社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもつて行う。

(取締役会決議の省略)

- 第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

- 第26条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

- 第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

- 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

- 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

- 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第44条 会計監査人の報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として当会社から受け
る財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第45条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を
怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

- 第46条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項について
は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会
の決議により定める。
- 2 当会社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録
株式質権者に対し、期末配当を行う。
- 3 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。
- 4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第48条 金銭による剰余金の配当(以下、「配当金」という。)については、その支払開始
の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務は免
れる。
- 2 受領遅滞の配当金には利息をつけない。